



NOSAI は農家のために!!

大豆共済へのご加入にあたって

この説明書は、大豆共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

お問い合わせ先

名称	住 所	TEL・FAX番号	対象エリア
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あすま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市（高崎市吉井町を除く）・安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館2階)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域

(2020年)

安心のネットワーク
NOSAIぐんま

備えの種をまこう。



大豆 共済



ぐんまちゃん 2019-190592

群馬県 / 群馬県農業共済組合

～農業保険への加入をおすすめします～

大豆共済は、台風やひょうなどの自然災害による不慮の災害等を受けた場合、損失が補填できる制度です。また、青色申告を実施している農家には、価格低下等も補償される収入保険があります。安心した大豆経営が行われるように、経営内容等に合わせてどちらかへの加入をおすすめします。

※大豆共済に自動継続特約が付加できるようになりました。

加入できるのは？

5アール以上大豆を栽培している農家（または生産組織）が加入できます。

- 加入にあたっては、大豆を栽培しているすべての耕地についてご加入ください。
- 「えだまめ」・「肥培管理が著しく粗放なもの」等は、加入できません。



どんな災害が対象になるの？



補償期間はどれくらい？

補償期間は、発芽期（移植の場合は移植期）から、収穫するまでです。

どんな補償の方式があるの？

補償の方式と補償割合を併せて選択できます。

一筆方式

耕地ごとに基準収獲量の7割を補償し、基準収獲量の3割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

半相殺方式

農家ごとに基準収獲量の8割を補償し、被害耕地の減収量の合計が基準収獲量の2割を超えることとなったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準収獲量の7割、または6割を補償する方式を選択することができます。

全相殺方式

農家ごとに過去5年間の出荷実績等により算出した基準収獲量の9割を補償し、基準収獲量の1割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

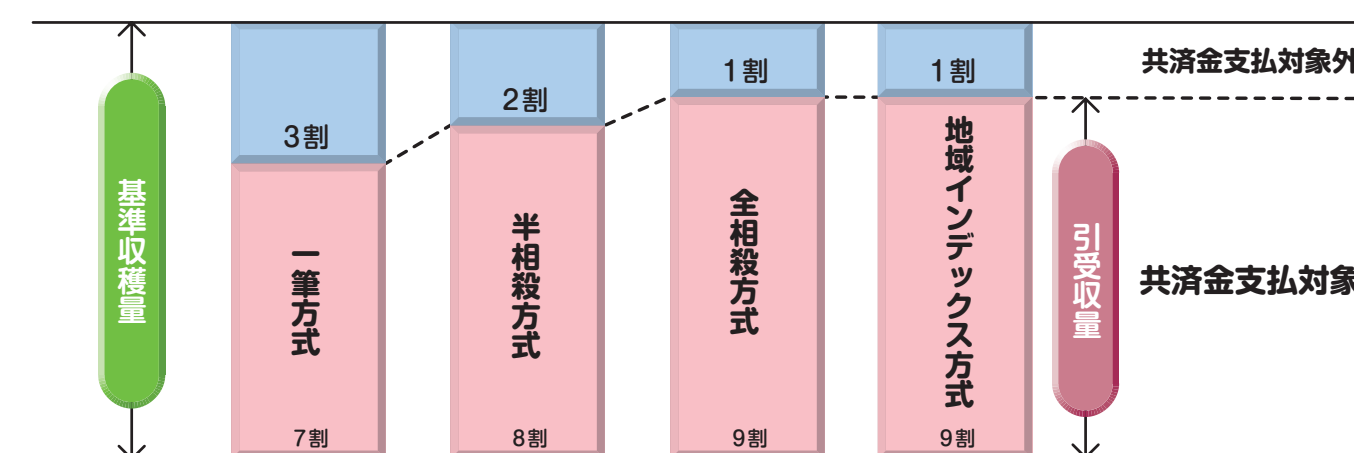
※農家の選択により、基準収獲量の8割、または7割を補償する方式を選択することができます。

※出荷団体等が発行する書類だけでなく、青色申告書およびその関係書類でも加入できるようになりました。

地域インデックス方式

農家ごと統計単位地域ごとに基準収獲量の9割を補償し、基準収獲量の1割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準収獲量の8割、または7割を補償する方式を選択することができます。



● 基準収獲量…過去一定年間の10アール当たり収獲量に基づいた収獲量です。

※基準収獲量は、共済金額（補償額）・掛金・共済金の計算の基礎となります。

どれくらい補償してくれるの？

共済金額（補償額）は、選択した引受方式・補償割合に応じて計算されます。

$$\text{共 済 金 額} = 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額} \times \text{引 受 収 量}$$

※引受収量は、基準収穫量に農家が選択した補償割合を乗じた収量です。
※1 kg当たり共済金額は、毎年農林水産大臣が定めた金額から、農家が選択した金額です。
（経営所得安定対策に申請する農業者と、申請しない農業者で単価が異なります。）

経営所得安定対策に申請する農業者が10 aの耕地で大豆を栽培される場合の共済金額（補償額）
1 kg当たり共済金額を289円 基準収穫量150 kgとした場合

●一筆方式	共済金額（補償額） 30,345円	=	1 kg当たり共済金額 289円	×	基準収穫量の7割 (150 kg × 7割)
-------	----------------------	---	---------------------	---	---------------------------

掛金はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の45%です。国が半分以上を負担します。
なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

$$\text{掛 金 総 額} = \text{共 済 金 額} \text{（ 補 償 額 ）} \times \text{掛 金 率}$$

$$\text{国 庫 負 担 掛 金} = \text{掛 金 総 額} \times 55\%$$

$$\text{農 家 負 担 掛 金} = \text{掛 金 総 額} - \text{国 庫 負 担 掛 金}$$

例 大豆 県平均値で試算した掛金の目安

掛金総額 367円

農家負担掛金
166円 (45%)

国庫負担掛金
201円 (55%)

被害が発生したら？

農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

- 災害の都度、その状況をNOSAIへ連絡してください。
 - 被害を受けた農家については、NOSAIが指定する期日までに被害の状況等をあらためて被害申告野帳で提出してください。
- ※全相殺方式に加入の場合（基本）
損害評価は、乾燥調整施設等へ搬入後、出荷先の出荷資料に基づき行われます。しかし、減収が共済金支払対象となる災害によるものかどうかの判断は、ほ場でなければできませんので、必ず収穫を行う前に被害申告を行ってください。（ほ場での損害評価（共済事故確認）を行います。）

損害評価は、通常収穫期に行います。

【一筆方式・半相殺方式】

被害申告された全耕地について、簡易実測により10アール当たりの収穫量を調査（悉皆調査）し、その結果を検証するため、被害申告全耕地の中から一定量の耕地を抜き取って、実測により10アール当たりの収穫量を調査（抜取調査）します。

【全相殺方式】

被害申告された農家の全耕地の被害状況を確認し、乾燥調整施設等へのお荷終了後、出荷先のお荷資料によりお荷量を調査します。

【地域インデックス方式】

農家ごと統計単位地域ごとに被害申告された耕地を確認し、その年産の統計単収と基準統計単収の差から算出します。



※収穫皆無・移植（発芽）不能・すき込み等耕地については、発生の都度調査しますので、災害の発生があった場合には速やかにNOSAIへ連絡してください。
すき込み等を行う場合に、NOSAIに連絡が無い場合は、共済事故の対象とすることができません。
※共済事故以外の原因により減収した量は、分割評価を行います。

共済金の計算は？

共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収に対し共済金を支払います。

平成 27 年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払方法が見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方法に変更されました。これに伴い、大豆の収量が一定収量を下回った場合に共済減収量の一部を減らす調整が行われます。

■一筆方式（耕地ごとに計算を行う方式）

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

$$\text{共済減収量} = \text{引受面積} \times (\text{引受単収} - \text{組合評価単収})$$

※耕地ごとに損害評価を行い、耕地ごとに共済金を算出します。

■半相殺方式（農家ごとに計算を行う方式）

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

$$\text{共済減収量} = \text{耕地ごとの減収量の合計} - \text{共済金支払対象外収量}$$

(基準収量の 2～4 割)

●無被害および増収耕地は、基準収量をもって算定されます。
※耕地ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。

■全相殺方式（農家ごとに計算を行う方式）

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

$$\text{共済減収量} = \text{農家ごとの減収量} - \text{共済金支払対象外収量}$$

(基準収量の 1～3 割)

※耕地ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。

■地域インデックス方式（農家ごと統計地域単位ごとに計算を行う方式）

$$\text{共 済 金} = 1 \text{ kg 当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

$$\text{共済減収量} = \text{引受面積} \times (\text{基準単収} - \text{統計単収}) - \text{共済金支払対象外収量}$$

(基準収量の 1～3 割)

※耕地の所在する統計地域ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。

分割評価とは？

通常行うべき土壌管理・肥培管理・病虫害防除・栽植本数の確保が適正に実施されていないことにもなう減収量が認められた場合には、共済金支払対象外の減収量（分割減収量）としてみなされ、共済金の減額または、共済金の支払対象となりません。

1. 分割評価の方法

被害調査の際、次の事項に該当する場合に分割評価を行います。

2. 分割評価をすべき事項

【通常すべき標準的な土壌・肥培管理、排水対策等を怠った場合】

- 水田等地下水位の高い耕地等において、排水溝・排水路等の設置に不備がある。
- 耕起・整地が不十分で帯水する凹地が多い。
- 湿潤耕地において、高畝栽培等による水害、湿潤害の防止を行っていない。
- 関係機関が示す、標準の施肥、中耕、培土等に沿った栽培が行われていない。
- ほ場の雑草防除に不備があり雑草が繁茂している。
- その他管理に粗放、不行届き等がある。

【通常すべき病虫害防除・栽培管理を怠った場合】

- 播種又は移植がその地域の適期期間内になされていない。
- 栽植本数が関係機関の示す栽植本数の基準に達していない。
- 関係機関が示す通常行うべき防除管理が適切になされていない。
- 自家採取の種子で紫斑病防除の種子消毒を行わないで使用している。
- 防除を行っているが適正な農薬使用がされていない。
- 連続した病虫害被害が発生している。
- 3年以上の連作により、連作障害の現象が見られる。

【上記以外にその他管理の不行届きによる分割評価】

（例：指導機関の指導に従わず、被害が拡大した場合等）

【その他共済事故以外の原因による減収に対する分割評価】

共済事故以外の減収量について分割評価を行う。

（例：収穫遅れによる裂莢（子実の落下）の発生については、落下程度を分割割合とする。）

損害防止事業

NOSAIでは、加入農家の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。